

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事 岡本 誠 司

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災診療費算定基準について（昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号）の一部が改正されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

1 診療に要する費用の算定基準について

- (1) 初診料及び再診料を引き上げたこと
- (2) 診療報酬の改正に伴い、疾患別リハビリテーション料について、実施者を明確化した評価体系に変更したこと
- (3) 術中透視装置使用加算の対象部位に中足骨、鎖骨、骨盤を追加し、骨盤の対象手術を追加したこと
- (4) 職場復帰支援・療養指導料において、新興感染症罹患後症状の場合の区分を削除し、今後は「(2)その他の疾患」の要件及び点数で算定することとしたこと
- (5) その他必要な字句の整理を行ったこと

2 付添看護に要する費用の算定基準について

看護料の地域区分について、上記 1 の(5)と同様であること

第 2 適用日

診療に要する費用の算定基準並びに付添看護に要する費用の算定基準は、令和 6 年 6 月 1 日以降の診療に係るものから適用する。

第 3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。